**福山市小児慢性特定疾病医療費助成制度におけるオンライン資格確認のための**

**医療機関システム改修等事業補助金交付要綱**

（趣旨）

1. 小児慢性特定疾病対策国庫補助金交付要綱（厚生労働省発健０５３０第５号）の規定により、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第１９条の９第１項の規定に基づく指定医療機関が実施する小児慢性特定疾病医療費助成制度におけるオンライン資格確認のための医療機関システム改修等事業（以下「事業」という。）に要する費用に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、福山市補助金等交付規則（昭和４１年規則第１７号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の対象）

第２条　補助の対象とする者は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第１９条の９第１項の規定により、福山市長が指定する指定小児慢性特定疾病医療機関とする。

２　本市又は他の地方公共団体等による、医療費助成におけるオンライン資格確認のための医療機関システム改修等事業に係る補助金の交付を受ける場合は補助対象外とする。

３　この補助金の補助基準額及び補助対象経費は、別表に定めるとおりとする。

（交付額）

第３条　この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

別表に定める補助基準額と補助対象経費の実支出額から当該事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額を交付額とする。

なお、算出された額に １，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付して、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

(1) 経費所要額調書

(2) 事業実施計画書

(3) 補助対象経費の見積書の写し

(4) その他市長が必要と認めた書類

（交付の条件）

第５条　規則第５条第２項各号の規定に定める条件のほか、次の条件を付するものとする。

(1) 事業の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価３０万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下「適正化令」という。）第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し又は廃棄してはならない。

(2) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合にはその収入の全部又は一部を市に納入させることがある。

(3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(5) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）には、仕入控除税額報告書（様式第２号）により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度５月３１日までに市長に報告しなければならない。

　　　なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

（交付の決定）

第６条　市長は、第４条の申請書の提出があったときは、すみやかにその内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、補助金交付決定通知書（様式第３号）又は補助金不交付決定通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第７条　規則第６条第１項の規定により申請の取下げをすることができる期間は、第６条の決定の通知を受領した日から起算して２０日以内とする。

２　前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る交付決定は、なかったものとみなす。

（変更等の承認）

第８条　補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容その他申請に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ事業計画変更承認申請書（様式第５号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 経費所要額調書

(2) 事業実施変更計画書

(3) 補助対象経費の見積書の写し

(4) その他市長が必要と認めた書類

２　前項の規定にかかわらず、目的を実質的に変更するものではない場合など、軽微な変更については、変更申請は不要とする。

３　市長は、前項の規定による事業計画変更承認申請書の提出があったときは、これを審査の上、内容を変更することが適当と認めた場合は、補助金交付決定通知書（様式第３号）又は補助金不交付決定通知書（様式第４号）により通知する。

（状況報告）

第９条　市長は、補助事業者に対し、随時補助事業の遂行状況の報告を求めることができるものとする。

（実績報告）

第１０条　補助事業者は、補助事業が完了した後１月以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第６号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 経費所要額精算書

(2) 事業実施報告書

(3) 補助対象経費の領収書等の写し

(4) 領収書内訳書

(5) システム改修事業者向け補助金申請チェックシート

(6) その他市長が必要と認めた書類

２　前項に定める領収書等については、次の事項が記載されていること

(1) 事業者の名称

(2) 支払者名

(3) 領収額

(4) 領収日

（補助金の額の確定等）

第１１条　市長は、前条の実績報告書（様式第６号）の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第７号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第１２条　市長は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助金を支払うものとする。

２　補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し等）

第１３条　市長は、規則第１４条第１項に定めるところによるほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1)　この要綱の規定又は補助金の交付の決定内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。

(2)　不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(3)　その他市長が補助金の交付を不適当と認めたとき。

２　市長は、前項の規定による取消しをしたときは、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第８号）により当該補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。また、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者であった者に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（その他）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、この要綱に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、２０２４年（令和６年）１２月１９日から施行する。

別表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 補助基準額 | 補助対象経費 | 補助率 |
| 小児慢性特定疾病医療費助成制度におけるオンライン資格確認のための医療機関システム改修等事業 | １病院当たり 1,000,000円  １診療所当たり 300,000円  １薬局当たり　 300,000円 | 小児慢性特定疾病医療費助成制度におけるオンライン資格確認のための医療機関システム改修等事業に必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費 | 10/10 |

様式第１号（第４条関係）

　　　　 年　月　日

福 山 市 長　様

住　　　所

指定医療機関名

代表者氏名

　　　　年度福山市小児慢性特定疾病医療費助成制度におけるオンライン資格確認のための医療機関システム改修等事業補助金交付申請書

このことについて、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

１　申請額 　　　　金 　　　　　　　　　　　円

２　経費所要額調書（別紙（１）のとおり）

３　事業実施計画書（別紙（２）のとおり）

４　添付書類

（１）見積書の写し等

（２）その他参考となる資料

様式第１号 別紙（１）

経　費　所　要　額　調　書

（指定医療機関名：　　　　　　　　　　　　　　　）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 対象経費の  支出予定額 | 寄付金  その他の  収入予定額 | 差　引　額  （(A)-(B)） | 基　準　額 | 選　 定　 額     |  | | --- | | (C)、(D)の |   いずれか少ない額 | 補 助  所要額  （(E)×10/10） | 備　考 |
| （A） | （B） | （C） | （D） | （E） | （H） |
| 小児慢性特定疾病医療費助成制度におけるオンライン資格確認のための医療機関システム改修等事業 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |  |

（注）「基準額（D）」欄は、交付要綱別表「補助基準額」欄より、該当の額を選択して記入すること。

　　「補助所要額（H）」欄は、1,000円未満の単数が生じた場合には、これを切り捨てること。

様式第１号 別紙（２）

事　業　実　施　計　画　書

（指定医療機関名：　　　　　　　　　　）

１　事業実施期間（予定）

　　　　　　年　　　月　　　日　　　　から　　　　　年　　　月　　　日

２　事業費（予定）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 品目名 | 数量 | 支出予定額（税込） |
|  |  | 円 |
|  |  | 円 |
|  |  | 円 |
|  |  | 円 |
|  |  | 円 |
| 合計（税込） | | 円 |

様式第２号（第５条関係）

　　　年　　　月　　　日

福 山 市 長　様

住　　　所

指定医療機関名

代表者氏名

年度　消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

　　　　年　　月　　日福指令保予第　　　号により交付決定を受けた　　　　年度福山市小児慢性特定疾病医療費助成制度におけるオンライン資格確認のための医療機関システム改修等事業補助金について、福山市小児慢性特定疾病医療費助成制度におけるオンライン資格確認のための医療機関システム改修等事業補助金交付要綱第５条第５項の規定に基づき、次のとおり報告します。

１　福山市補助金等交付規則（昭和４１年規則第１７号）第１２条の規定による額の確定額

　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　円

２　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税

額（要補助金等返還相当額）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　円

３　添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資

料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

様式第３号（第６条、第８条関係）

福指令保予第　　号

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　様

福山市長

（保健福祉局保健部保健予防課）

補助金交付決定（変更・取消）通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった福山市小児慢性特定疾病医療費助成制度におけるオンライン資格確認のための医療機関システム改修等事業補助金については、次のとおり交付の決定（変更・取消）をしたので通知します。

１　交付決定額　　　金　　　　　　　　　円

２　交付時期

　　　補助事業完了後、提出される実績報告書等を審査の上支払う。

３　交付の条件

　　　福山市小児慢性特定疾病医療費助成制度におけるオンライン資格確認のための医療機関システム改修等事業補助金交付要綱及び福山市補助金交付規則（昭和４１年規則第１７号）に定めるとおり。

様式第４号（第６条、第８条関係）

福指令保予第　　号

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　福山市長

（保健福祉局保健部保健予防課）

補助金不交付決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった福山市小児慢性特定疾病医療費助成制度におけるオンライン資格確認のための医療機関システム改修等事業補助金については、次のとおり交付しないことを決定したので通知します。

不交付の理由

様式第５号（第８条関係）

　　　　 年　月　日

福 山 市 長　様

住　　　所

指定医療機関名

代表者氏名

　　　　年度福山市小児慢性特定疾病医療費助成制度におけるオンライン資格確認のための医療機関システム改修等事業補助金事業計画変更承認申請書

　　年　　月　　日付け福指令保予第　　号で交付決定を受けた福山市小児慢性特定疾病医療費助成制度におけるオンライン資格確認のための医療機関システム改修等事業補助金について、補助金交付申請書の内容を変更したいので、次のとおり変更の申請をします。

１　変更申請額 　　　　金 　　　　　　　　　　　円

２　経費所要額調書（別紙（１）のとおり）

３　事業実施変更計画書（別紙（２）のとおり）

４　添付書類

（１）見積書の写し等

（２）その他参考となる資料

５　変更の内容

６　変更の理由

様式第５号 別紙（１）

経　費　所　要　額　調　書

（指定医療機関名：　　　　　　　　　　　　　　　）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 対象経費の  支出予定額 | 寄付金  その他の  収入予定額 | 差　引　額  （(A)-(B)） | 基　準　額 | 選　 定　 額     |  | | --- | | (C)、(D)の |   いずれか少ない額 | 補 助  所要額  （(E)×10/10） | 備　考 |
| （A） | （B） | （C） | （D） | （E） | （H） |
| 小児慢性特定疾病医療費助成制度におけるオンライン資格確認のための医療機関システム改修等事業 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |  |

（注）「基準額（D）」欄は、交付要綱別表「補助基準額」欄より、該当の額を選択して記入すること。

「補助所要額（H）」欄は、1,000円未満の単数が生じた場合には、これを切り捨てること。

様式第５号 別紙（２）

事　業　実　施　変　更　計　画　書

（指定医療機関名：　　　　　　　　　　）

１　変更後の事業実施期間（予定）

　　　　　　年　　　月　　　日　　　　から　　　　　年　　　月　　　日

２　変更後の事業費（予定）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 品目名 | 数量 | 支出予定額（税込） |
|  |  | 円 |
|  |  | 円 |
|  |  | 円 |
|  |  | 円 |
|  |  | 円 |
| 合計（税込） | | 円 |

様式第６号（第１０条関係）

　　年　月　日

福 山 市 長　様

住　　　所

指定医療機関名

代表者氏名

　　　　年度福山市小児慢性特定疾病医療費助成制度におけるオンライン資格確認のための医療機関システム改修等事業補助金実績報告書

このことについて、次のとおり関係書類を添えて報告します。

１　精算額 　　　　金 　　　　　　　　　　円

２　経費所要額精算書（別紙（１）のとおり）

３　事業実施報告書（別紙（２）のとおり）

４　添付書類

（１）領収書等の写し

（２）領収書内訳書

（３）システム改修事業者向け補助金申請チェックシート

（４）その他参考となる資料

様式第６号 別紙（１）

経　費　所　要　額　精　算　書

（指定医療機関名：　　　　　　　　　　　　　　　）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 対象経費の  実支出額 | 寄付金  その他の  収入額 | 差　引　額  （(A)-(B)） | 基　準　額 | 選　 定　 額     |  | | --- | | (C)、(D)の |   いずれか少ない額 | 補　助  所要額  （(E)×10/10） | 補 助  交付決定額  （G） | 精算額     |  | | --- | | (F)、(G)の |   いずれか少ない額  （H） |
| （A） | （B） | （C） | （D） | （E） | （F） |
| 小児慢性特定疾病医療費助成制度におけるオンライン資格確認のための医療機関システム改修等事業 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 計 |  |  |  |  |  |  |  |  |

（注）「基準額（D）」欄は、交付要綱別表「補助基準額」欄より、該当の額を選択して記入すること。

「補助所要額（F）」欄は、1,000円未満の単数が生じた場合には、これを切り捨てること。

様式第６号 別紙（２）

事　業　実　施　報　告　書

（指定医療機関名：　　　　　　　　　　）

１　事業実施期間

　　　　　　年　　　月　　　日　　　　から　　　　　年　　　月　　　日

２　事業費

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 品目名 | 数量 | 支出済み額（税込） |
|  |  | 円 |
|  |  | 円 |
|  |  | 円 |
|  |  | 円 |
|  |  | 円 |
| 合計（税込） | | 円 |

様式第７号（第１１条関係）

福指令保予第　　号

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　福山市長

（保健福祉局保健部保健予防課）

**補助金交付額確定通知書**

　　　　　年　　月　　日付け福指令保予第　　　号にて交付決定した福山市小児慢性特定疾病医療費助成制度におけるオンライン資格確認のための医療機関システム改修等事業補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、福山市補助金交付規則第１２条及び福山市小児慢性特定疾病医療費助成制度におけるオンライン資格確認のための医療機関システム改修等事業補助金交付要綱第１１条の規定により通知します。

　交付確定額　　　金　　　　　　　　　　円

様式第８号（第１３条関係）

福指令保予第　　号

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

福山市長

（保健福祉局保健部保健予防課）

補助金交付決定取消通知書

　　　　　年　　月　　日付け福指令保予第　　号にて交付決定した福山市小児慢性特定疾病医療費助成制度におけるオンライン資格確認のための医療機関システム改修等事業補助金について、次のとおり取消したので通知します。

　　つきましては、既に交付済みの当該補助金　　　　　　円については、　　　　年　　月　　日までに、返還してください。

　１　取消しの内容

　　　補助のすべて（又は補助の一部）

　２　取消しの理由